

## 第794回:保護法の改正

中国では3月5日より第14期全国人民代表大会(全人代)第2回会議が開幕されており、李強首相が政府工作報告で2024年の政府成長率目標を(23年と同じ)「前年比+5%前後」とすると発表した。全人代の会期は3月11日までで、いま政府案が約3000人の全国代表者によって討議されているところ。始まったばかりの全人代だが、筆者は今年の政策運営方針として掲げられた以下の10項目に注目する。

- ①技術革新によるサプライチェーンの強化と新興産業の育成
- ②科学教育の強化と科学技術の自立自強
- ③内需拡大
- ④国有企業改革および民営企業の成長支援
- ⑤対外開放による投資誘致
- ⑥不動産や地方債務などのリスク防止とソリューション
- ⑦食料の生産安定や農村振興
- ⑧都市と農村の融合
- ⑨環境対策の推進
- ⑩雇用の安定や社会保障の拡充

この10項目は順不同のわけがない、重要順に決まっている。

第1位は(去年の全人代で第2位だった)「技術革新によるサプライチェーン強化」。半導体をはじめとする先端技術を巡る米中対立を念頭に、国内サプライチェーンを一段と強化する姿勢を示したもの。続く「新興産業育成」の中に、軍事転用可能な宇宙やデジタルなどが含まれているのは言うまでもないことだ。

第2位には、「科学教育の強化と科学技術の自立自強」がおさまり、先端技術の人材や、産業育成に注力する方針が示された。

そして第3位・・・と云うか、去年の第1位から第3位に降格となったのが「内需拡大」であった。もちろん第3位だから、中国政府が内需拡大を軽視しているわけではなく、デジタル・環境・健康などを今後の消費成長の要と認識した上で、政府の重点支援方針が明らかになった。

だが、習近平党総書記(兼国家主席)にとって、足元で最も重要な政策とは、欧米諸国と協調路線を組み景気回復に専念することではなく、想定敵国である米国との経済覇権を巡る闘争を念頭に置き、経済安保体制の強化を図ることにあるようだ。

そんな経済安保問題もあったのか、全人代に先立つ2月27日、全人代のコア・メンバーのみで構成される「常務委員会」が開催され、「国家秘密保護法改正案」が可決された。正式名称「中華人民共和国保守国家秘密法」なるこの法律は1988年に制定され、2010年に1度改正されており、今回が2回目の改正となる。

法改正では気になる点が2つあった。第1点は総則第三条が、「堅持中国共産党対保守国家秘密工作的領導・・・」と改正され、国家機密の保護で「中国共産党の指導を堅持する」と明記されたこと。

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

第2点は、第二章「国家秘密的範囲和密級(国家機密の範囲と分類)」で、なにが国家機密に当たるのか、そして(重要順に)「絶密」、「機密」、「秘密」の区分けが、担当部門単独で決められることになったこと。

中国で習主席への権限集中が進む中、政権運営の軸足が「成長よりは安定」、「繁栄よりは安全」、「市場よりは政治」に置かれていることは、5日の全人代で、李強首相が「安全」を29回、「リスク」を24回も連呼したことが証明している。今回の国家秘密保護法改正で、国家機密の漏洩に対する立入検査や身柄拘束などに、指導部の意向がより反映しやすくなったのは間違いない。

だが、中国が「国家安全保障と社会安定維持」に拘泥し過ぎると、産業政策や外資導入などへの統制が強まり、経済成長のマイナス要因となる可能性が高い。

こんな法律の下では、邦銀の現地駐在員が中国の中央銀行や大手商業銀行などを訪問し、不良債権の査定や分類等でヒアリングするなんて危ない橋はとても渡れないし、ヒアリングを求められた中国側だって、迂闊なことはディスクローズできない・国家機密漏洩の咎は重いからね。

中国はいま、①政府の民営企業に対する規制強化、②米中対立、③人口減少など経済三重苦に喘いでいる。世が世なら、中国経済のみならず世界経済の牽引車として大活躍が期待されているはずの中国地場IT・テック企業が、アルファベット、アマゾン、エヌビディア、マイクロソフトなど米国メジャー勢の後塵を押し、世界的なAIブームに乗り遅れていることは、中国銘柄の時価総額推移を見れば一目瞭然だ。

習政権のテック企業に対する規制強化は、Alibabaを創業した馬雲(Jack MA)が、同社傘下のフィンテック企業アント・グループのIPOを控えていた20年10月に上海の金融会議で、「時代錯誤的な政府規制が、中国のイノベーションを窒息させる」と激しく批判したことが契機だったと云われている。

だが愚生思へらく、馬雲が習主席の機嫌を損ねたのは、その3年前に同氏が中国当局の事前承諾なしに次期大統領に内定していたトランプ氏と面談し、「米国で百万人の雇用を創出する」と約束した事件では？米中が対立する最中の樁事だったので、中国当局は“里通外国”と激昂したに違いない。

中国本土は、汨羅の淵に波騒ぎ巫山の雲は乱れ飛ぶ混濁の世だが、Super Tuesday 2024の結果が示すように、最近の米国情勢も不透明で、“もしトラ”の可能性も浮上しつつある今日このごろだ。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2024年(令和6年)3月7日

## 筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

## ご投資にあたっての注意事項

### 外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

### 手数料等およびリスクについて

#### ①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金)に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。